

弁論要旨 2

令和 6 年（わ）第373号大麻取締法違反事件
被告人 柴崎 和哉

弁論要旨 2（実質的ないし過罰的違法性の不存在及び適用違憲の主張）

令和 7 年 9 月 4 日

さいたま地方裁判所熊谷支部刑事部 御中

弁護人 丸井 英弘

記

以下の述べる通り、本件は実質的意味における犯罪ではないので、本件は実質的ないし加罰的違法性がない事案であり、かつ本件を有罪にする事は憲法第 13 条・第 31 条に各違反するものである。

1. 米国では既に1973年には大麻草の無害性について『大麻と薬物の乱用に関する全米委員会報告』が出されている。

ニクソン大統領は、1971年に前年に議会を通過した薬物規制法に基づき前ペンシルベニア州知事のロイヤルド シェイファを委員長とする「大麻と薬物の乱用に関する委員会」を設置した。この委員会は、保守派といわれる13人の委員によって、構成されており、1年に及ぶ調査の後、1972年3月に『マリファナ：誤解の兆し』と題するレポートを発表し、更に1973年には、最初のレポートと結論を同じくする最終報告を提出した。この報告の結論であるが、生田典久氏が、ジュリストのNo.654の42～43頁で、次のように簡潔にまとめられている。公知の事実である。

A 大麻には、耽溺性がない。

B 大麻使用と犯罪またはその他の反社会的行動との関連性はない。

C 大麻使用は、ヘロインなど危険な薬物への足掛かりにもならない。

長期間の大麻常用者には、ある程度の耐性が生じることがあり得るが、その程度は、煙草以上のものではない。

D 大麻の使用者も大麻自体も公衆の安全に対して、危険な存在を成しているとはいえない。

2. 最高裁昭和 60 年（あ）第 445 号昭和 60 年 9 月 10 日第 1 小法廷決定・裁判集（刑事）240 号 275 頁、最高裁昭和 60 年（あ）第 735 号昭和 60 年 9 月 27 日第 1 小法廷決定・裁判集（刑事）240 号 351 頁は、大麻草の有害性を認定しているが、その具体的内容は、自動車運転に対する影響のみである。そして、自動車運転における酒やその他の薬物の規制はすでに道路交通法第 66 条（過労運転等の禁止）で、「何人も、前条第 1 項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。」と規定し、その違反者に対しては、道路交通法第 117 条の 2 で「五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」とされているので、それ以上に大麻草を規制する具体的理由は存在しないものである。

本件は「過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。」ことは全くしていないので、実質的ないし可罰的違法性がないものである。

3. 大麻草に対する規制は、酒や煙草に対する規制（以下に引用する未成年者飲酒禁止法・酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律や未成年者喫煙禁止法）と同様で十分である。

本件は酒や煙草に対する規制（未成年者飲酒禁止法・酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律や未成年者喫煙禁止法）に違反することは全くしていないことからして、実質的ないし可罰的違法性がないものである。

4. 本件は軽犯罪法違反にもならない事案であるので、このような観点からしても本件は実質的ないし可罰的違法性がないものである。

軽犯罪法第 1 条 2 号では「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」は拘留もしくは科料になるのであるが、本件は大麻草という植

物の所持であるからこのような軽犯罪法違反にもならない事案である。

5. 本件大麻によって大麻取締法の保護法益される「国民の保健衛生上の保護」を具体的に侵害する事実が、本件において検察官から何らの主張・立証がなされていないことからしても本件は実質的ないし可罰的違法性がないものである。

6. バイデン大統領の大麻草単純所持罪に対する非犯罪化などの改革案

第二次世界大戦後日本を占領し大麻取締法の制定を指示命令した米国で、以下に述べるように、既に大統領レベルで大麻草規制の解禁の動きが始まっていることからしても、本件において被告人を有罪にする合理的根拠はなく、本件は可罰的違法性ないし実質的違法性がないものである。

2022年10月6日（令和4年）にホワイトハウス（アメリカ政府）が以下の内容の「**バイデン大統領の大麻草単純所持罪に対する非犯罪化などの改革案**」を発表した。

この改革案は、第二次世界大戦後、ポツダム宣言の受諾に基づいて日本を占領したアメリカ軍がその権限を濫用して始めた大麻草の規制の人権違反性を認めたものである。

「**大統領選の選挙期間中によく言ったように、大麻を使用したり所持しているだけで刑務所に入るようなことがあってはなりません。大麻を所持しているだけで刑務所に送られることは、あまりにも多くの人々の人生を狂わせ、多くの州でもはや禁止されていない行為のために人々を投獄してきました。**

また、マリファナ所持の犯罪歴は、雇用、住宅、教育の機会に対して不必要な障壁を課してきた。また、白人と黒人と褐色人種は同程度の割合でマリファナを使用しているが、黒人と褐色人種は不釣り合いな割合で逮捕、起訴され、有罪判決を受けてきた。

本日、私はこの失敗したアプローチを終わらせるために取るべき3つのステップを発表する。

まず、私は、マリファナの単純所持に関する過去の連邦犯罪をすべて恩赦することを発表する。私は司法長官に、資格のある人に恩赦の証明書を発行するための行政手続きを開発するよう指示しました。マリファナ所持の連邦

犯罪の前科を持つ人は何千人もいて、その結果、雇用や住宅、教育の機会を奪われる可能性があります。私の行動は、こうした有罪判決から生じる副次的な影響を和らげるのに役立つだろう。

第二に、私はすべての知事に対して、州の犯罪に関しても同じことを行うよう求めている。大麻の所持だけで連邦刑務所に入る人がいないように、そのような理由で地元の刑務所や州刑務所に入る人もいないはずだ。

第三に、私は、保健福祉長官と司法長官に対し、マリファナの連邦法上の分類方法を迅速に見直すための行政手続きを開始するよう求めている。連邦法は現在、マリファナを規制薬物法のスケジュールⅠに分類している。これは、最も危険な物質のための分類である。これは、ヘロインやLSDと同じ分類であり、過剰摂取を引き起こすフェンタニルやメタンフェタミンよりもさらに高い分類である。

最後に、連邦政府と州政府のマリファナに対する規制が変更されても、人身売買、マーケティング、未成年の販売に関する重要な制限は維持されるべきです。私たちのマリファナに対する失敗のアプローチのために、あまりにも多くの人生が台無しにされています。今こそ、この誤りを正すときです。」

7. 本件は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の2023年6月23日に国際社会に対して出された声明に反するものであり、加罰的ないし実質的違法性がないものである。

国連人権高等弁務官と国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は2023年6月23日に国際社会に対して次の声明を発表した。

この声明は6月26日の「国際薬物乱用・不正取引防止デー」に先駆けて公開されたものであり、「**国際社会に対し、個人のための薬物使用と所持は緊急に非犯罪化されるべきであるとし、違法薬物犯罪の扱いについて処罰を支援に置き換え、人権を尊重・保護する政策を推進すること**」を求めたものである。

この声明は、憲法第98条2項の「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」の「日本国が締結した条約及び確立された国際法規」に該当するものであるので、憲法第99条の「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲

法を尊重し擁護する義務を負ふ。」ことからして、本件公判担当検察官と裁判官はこの声明の趣旨を誠実に遵守しなければならないのである。

終わりにあたって

弁護人が担当した大麻取締法違反事件で、厚生省麻薬課長の証人調べを実現した長野地方裁判所伊那支部の平湯裁判長は、昭和62年5月20日の判決理由で次のように指摘している。

「刑事責任は行為の違法性と合理的な均衡を保たれるべきであり、右観点からは少量の大麻を私的な休息の場で使用し、かつその影響が現実社会生活に上害を生じなかった場合にまで懲役刑をもって臨むことに果たしてどれほどの合理性があるかは疑問なしとせず、少なくとも立法論としては再検討の余地があると解される。」

この事件は被告人が友人に対して大麻草約20グラムを譲渡したとして起訴されたものがあるが、懲役10月の求刑に対して懲役3月・執行猶予2年という判決を下した。これは従来の量刑基準からすれば格段に軽いものであるばかりか、判決理由の中で大麻取締法の見直しを含む一步踏み込んだ見解が示されたのである。

週間法律新聞1987年8月28日号の「大麻取締法・問われる立法根拠 長野地裁伊那支部判決の意味」と題する論文を末尾に添付して全面的に引用する。

添付資料

週間法律新聞1987年8月28日号の「大麻取締法・問われる立法根拠 長野地裁伊那支部判決の意味」と題する論文

(以上)